

令和7年度東京都税制調査会  
第2回 小委員会

【テーマⅡ】

個人所得課税  
(個人住民税利子割)

令和7年7月3日

# 「個人住民税利子割」 目次

資料名	頁
利子割に関する論点	1
個人住民税の仕組み（所得類型別）	2
利子割の概要	3
利子割における税込帰属の考え方	4
利子割の納付先（インターネット銀行の例）	5
利子割の見直しについて	6
第1回地方税制のあり方に関する検討会（個人住民税（割毎）に係る東京都シェアの推移）	7
第4回地方税制のあり方に関する検討会（利子割税込の今後の見込み）	8
第4回地方税制のあり方に関する検討会 骨子（案）	9~10
第4回地方税制のあり方に関する検討会（預貯金残高シェアの推計との比較）	11
預貯金残高シェア算出の基となった「家計調査」における対象自治体及びサンプル数	12
（参考）地方消費税の清算基準に関する過去の議論（H29地方消費税に関する検討会）について	13
現状分析①〔利子割税込及び全国に占める東京都シェア〕	14
現状分析②〔個人に係る預金残高の推移〕	15
現状分析③〔インターネット銀行の預金残高等〕	16
現状分析④〔各銀行の預金残高・金利の例〕	17

# 「個人住民税利子割」 目次

資料名	頁
東京都から国に対する提案要求（令和7年6月）	18
令和7年夏の全国知事会から国に対する提言（案）（令和7年7月）	19
第2回地方税制のあり方に関する検討会（地方銀行協会説明資料：東邦銀行（抜粋））	20
金融機関における口座所有者の住所地の把握について	21
（参考）東京都における利子割事務	22

## 論点 1

利子割の適正な税収帰属の在り方はどのようなものか

## 論点 2

税収帰属の前提となる正確な実態把握のためには、  
どのような検証が必要か

### 【検討事項】

- 現在の税収帰属の状況をどう捉えるか
- 今後の税収帰属の傾向をどう考えるか
- 正確な実態把握のためのデータによる検証（実態調査の可能性）

# 個人住民税の仕組み（所得類型別）

## 税収帰属の考え方

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有するとともに、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、**納税義務者の住所地に納めることが原則**である（住所地課税の原則）
- 利子割については、昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、**住所地課税の例外となっている**

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉 5%~45%	5% 〈所得税〉 15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			<b>納税義務者の 口座所在地都道府県</b>
税収 (令和5年度)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）

# 利子割の概要

項目	内容
1 課税主体	都道府県
2 納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)
3 課税標準	支払を受けるべき利子等の額
4 税率	5% (所得税15%)
5 徴収方法等	
・ 特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等
・ 納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県
・ 納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
6 所得割との調整	申告不可のため所得割との調整はない
7 交付金	利子割総額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付
・ 交付基準	各市町村の個人の道府県民税収入決算額(滞納繰越分を含む。)の県計に対する割合の当該年度前3年度の平均値
・ 交付時期	8月:前年度3月から7月までに係る利子割の額 12月:8月から11月までに係る利子割の額 3月:12月から2月までに係る利子割の額
8 税 収	222億円(令和5年度決算額) 令和7年度地方財政計画449億円(対前年度比+252億円)

## 利子割における金融機関等所在地課税の考え方

※当時のQ&A集抜粋 出典「道府県民税利子割詳解」（平成元年）

- ① 住所地団体（各市町村）に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要になり、事務負担が大きくなること。
- ② 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、利子の支払いを行う金融機関等の所在地の都道府県が課税することとなれば、都道府県単位での住所地と金融機関等の所在地のずれはそれほど大きなものとはならないと考えられること。
- ③ 金融機関等所在地課税であれば、金融機関等において、預金者の所在地ごとに区分し各地方団体に一括納入することとなるため、徴収納税事務は大幅に簡素化されること。
- ④ 住所地の都道府県と異なる都道府県内の金融機関等に預金する者についても、通常、当該都道府県において勤務する等なんらかの活動を行い、地方団体のサービスを楽しんでいると考えられるので、金融機関等の所在地で課税する方式は、地方税の応益原則に合致する面もあると考えられること。

## 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税団体

利子割・・・利子等の支払の事務等を行う 営業所等所在地の都道府県

配当割・・・特定配当等の支払を受ける者の 支払時の住所地の都道府県

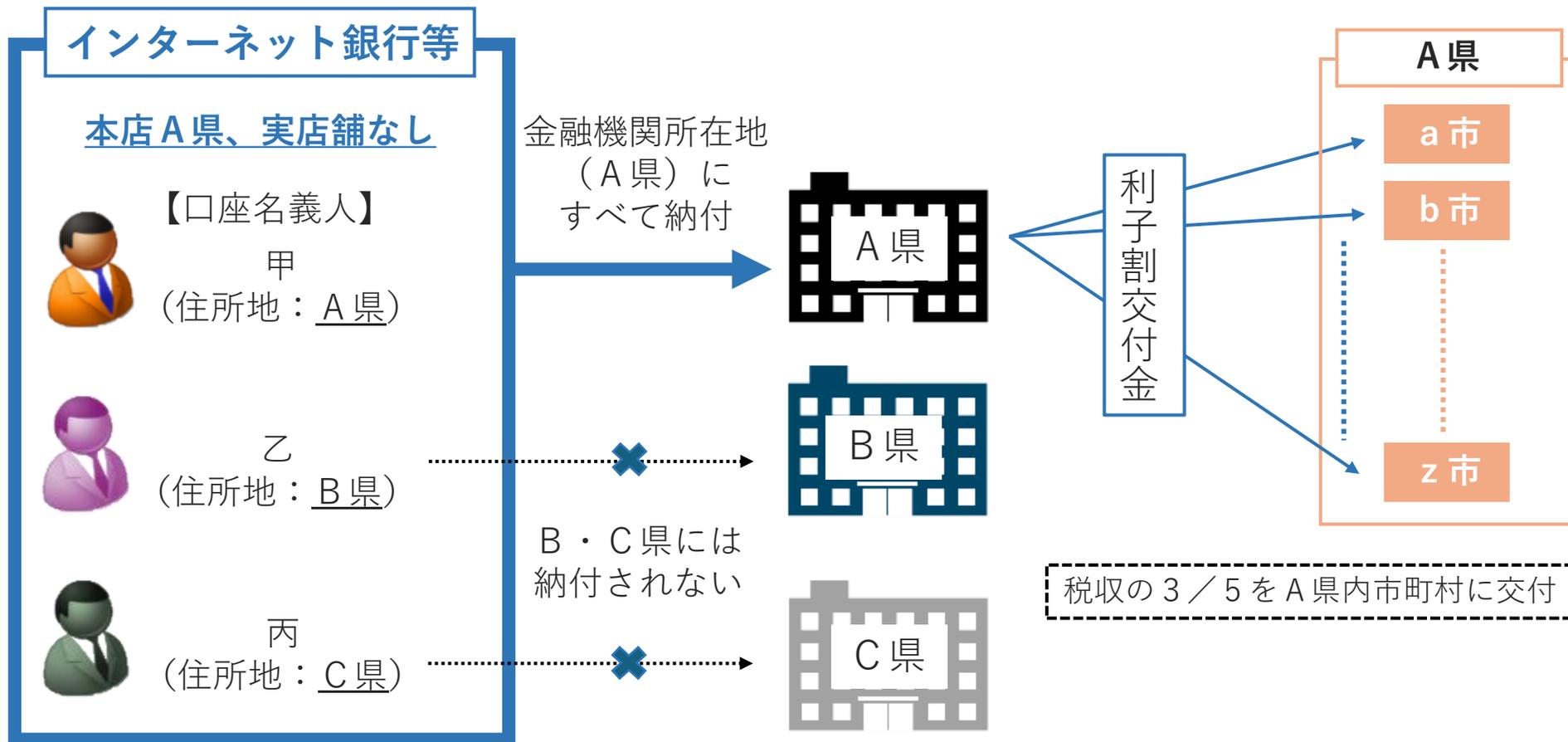
株式等譲渡所得割・・・その支払を受けるべき日の属する年の 1月1日時点の住所地の都道府県

} S63創設  
} H15創設

# 利子割の納付先（インターネット銀行の例）

- 課税対象 個人の預金利子等
- 課税団体 口座所在地の都道府県（※）
- 徴収方法 金融機関による特別徴収

※利子割と同様に金融機関が徴収・納付を行う配当割・株式等譲渡所得割は住民登録がある都道府県に納付（住所地課税）



## 令和7年度与党税制改正大綱

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税收帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税收帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る

## 地方税制のあり方に関する検討会

### ■ 概要

地方税制に係る諸課題について検討を行うため、令和7年2月に地方財政審議会の下に設置利子割について議論し、夏頃までに基本的な考え方をとりまとめる見込み

### ■ 検討会委員

(地方財政審議会委員)

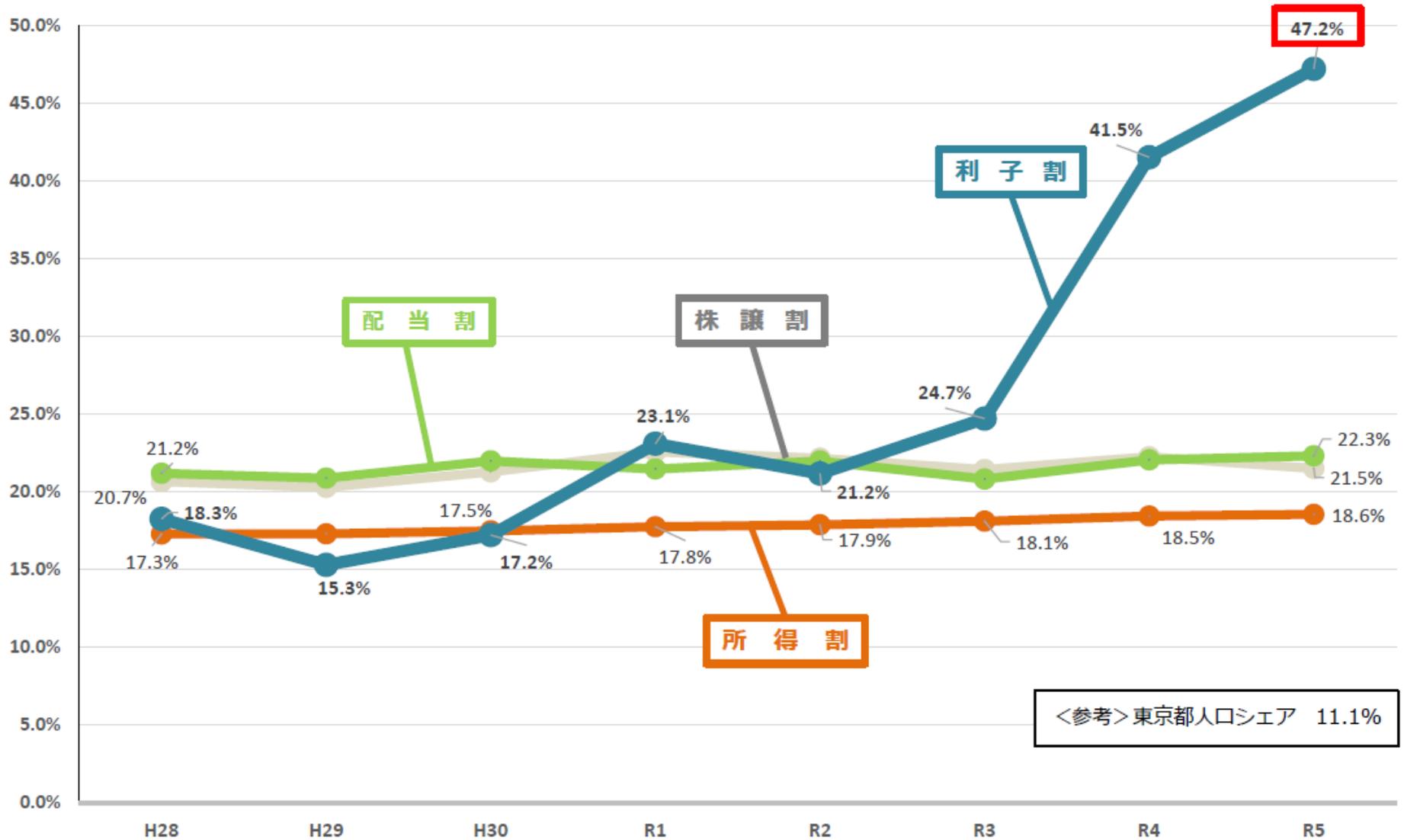
会長 小西 砂千夫 (こにし さちお)  
委員 西野 範彦 (にし のりひこ)  
委員 内田 明憲 (うちだ あきのり)  
委員 星野 菜穂子 (ほしの なほこ)  
委員 古谷 ひろみ (ふるや ひろみ)

(特別委員) 財政学、租税法等の専門家7名

### ■ スケジュール

第1回 (2月28日)	利子割の制度概要 検討にあたっての論点
第2回 (4月3日)	関係団体からの意見聴取等
第3回 (5月9日)	方策の検討
第4回 (6月3日)	骨子(案)の提示等
第5回 (夏頃)	基本的な考え方のとりまとめ

# 第1回地方税制のあり方に関する検討会（個人住民税（割毎）に係る東京都シェアの推移）



※1 決算統計データを基に作成

※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成

### 今後、インターネット銀行・インターネット支店の利用が拡大し得る要素

- インターネット銀行等では、手数料や金利について、他の銀行より有利な条件を設定している例が見られる。
- 国内銀行の実店舗は全国的に減少傾向にある。
- 実店舗を有する銀行においても、インターネット支店での口座開設など、実店舗に紐づかない銀行利用が拡大している。
- また、一部インターネット銀行においては、今後、中長期の事業計画において、口座数・預金残高の増加目標を明記し、事業拡大に取り組んでいる。

- 
- インターネット銀行・インターネット支店の口座については、その構造上、預金者の住所地に関係なく、本店所在地で利子割を課税することになるものである。
  - 社会経済環境の変化によりインターネット銀行・インターネット支店の利用が拡大し続けると、利子割税収について、あるべき税収帰属地からの乖離が拡大する傾向も継続することとなる。

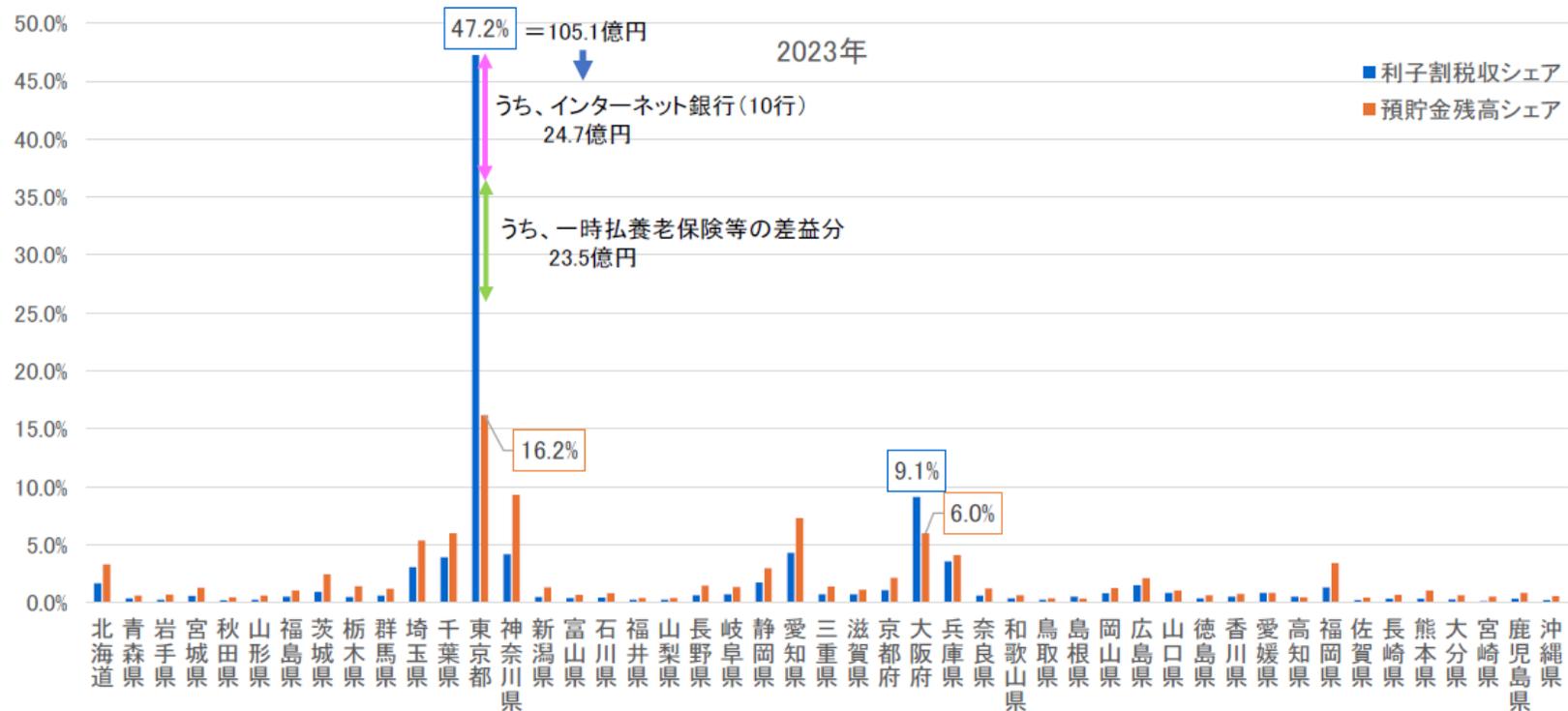
- 個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任する性格を有するものであり、納税義務者である個人の住所地で課税されるのが原則である。
- 道府県民税利子割は、この原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等所在地（預貯金の口座所在地）で課税することとしている。これは、制度創設時において、住所地と口座所在地は都道府県単位では概ね一致するものと考えられたためである。
- しかしながら、昨今、インターネット銀行の伸長等の社会経済の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しており、かつ、インターネット銀行・インターネット支店等を利用したサービスの利便性等のメリットの高さや社会全体でデジタル化が進んでいくことを踏まえると、今後もこうした傾向が続くことが見込まれる。
- こうした状況に対し、本来は、利子割についても、個人住民税として住所地課税を実現すべきものであるが、
  - ・ 所得税において、納税義務者の住所等の告知義務や源泉徴収義務者の法定調書提出義務の対象外とされ、源泉分離課税で完結する簡素な仕組みを採っていることなど、利子等に対する課税全体の合理性を踏まえる必要があること
  - ・ 特別徴収義務者・納税義務者・地方団体の事務負担を考慮する必要があることなどから、現状で、住所地課税を実現することは困難であると考えられる。
- このため、あるべき課税方式としての住所地課税は基本としつつ、あるべき税収帰属との乖離が拡大している現状に早急に対応するための現実的な仕組みとして、税収帰属を適正化するための措置を講じる必要がある。

- あるべき税収帰属地課と団体を一致させることができない場合に、税収帰属を適正化するための措置を講じている地方税制度として、地方消費税における清算制度がある。
- 利子割についても、あるべき税収帰属地である納税義務者の住所地を課税団体とすることが困難な事情があり、かつ、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大している状況にあることから、地方消費税と同様に、清算制度を導入することが考えられる。
- 清算基準は、地方団体が徴収した税をあるべき税収帰属地に帰属させるものであることから、基準に用いる指標には、信頼性、安定性、簡素さが求められるほか、地方団体の理解が得られるものである必要がある。
- 利子割の清算基準については、個人住民税の基本的性格やあるべき税収帰属地との関係や、現行の利子割交付金の交付基準を踏まえつつ、利子割税収をあるべき税収帰属地に帰属させるのに相当する適切な指標を検討する必要がある。
- これらを踏まえると、利子との関連性のある所得に関するデータであり、信頼性、安定性、簡素さが担保された指標として、住所地都道府県ごとの個人住民税の課税データ(所得金額や所得割額等)を清算基準とすることが考えられる。
- 以上の検討を踏まえた清算制度の導入については、利子割税収のあるべき税収帰属との乖離が拡大している現状を踏まえ、できる限り早期に実現できるよう、具体的な検討を進める必要がある。
- なお、利子割の課税方式については、清算制度の導入後も、金融所得に対する課税のあり方に係る議論や税務行政のデジタル化の動向を踏まえつつ、中長期的な視点から検討を続けることが考えられる。

# 第4回地方税制のあり方に関する検討会（預貯金残高シェアの推計との比較）

## 都道府県別の利子割の利子割税収シェアと預貯金残高シェア（住所地ベース）との比較

○ 都道府県別の利子割税収（道府県税課税状況調のデータ）と預貯金残高（住所地ベース、推計値）のシェアを比較すると、特に近年の東京都における両者の差が著しく大きく、その要因として「インターネット銀行預金利子」「一時払養老保険等の差益」が大きく寄与していると考えられる。



**利子割税収シェア** 「道府県税の課税状況等に関する調」の値（総務省による全数調査）

**預貯金シェアの推計方法**

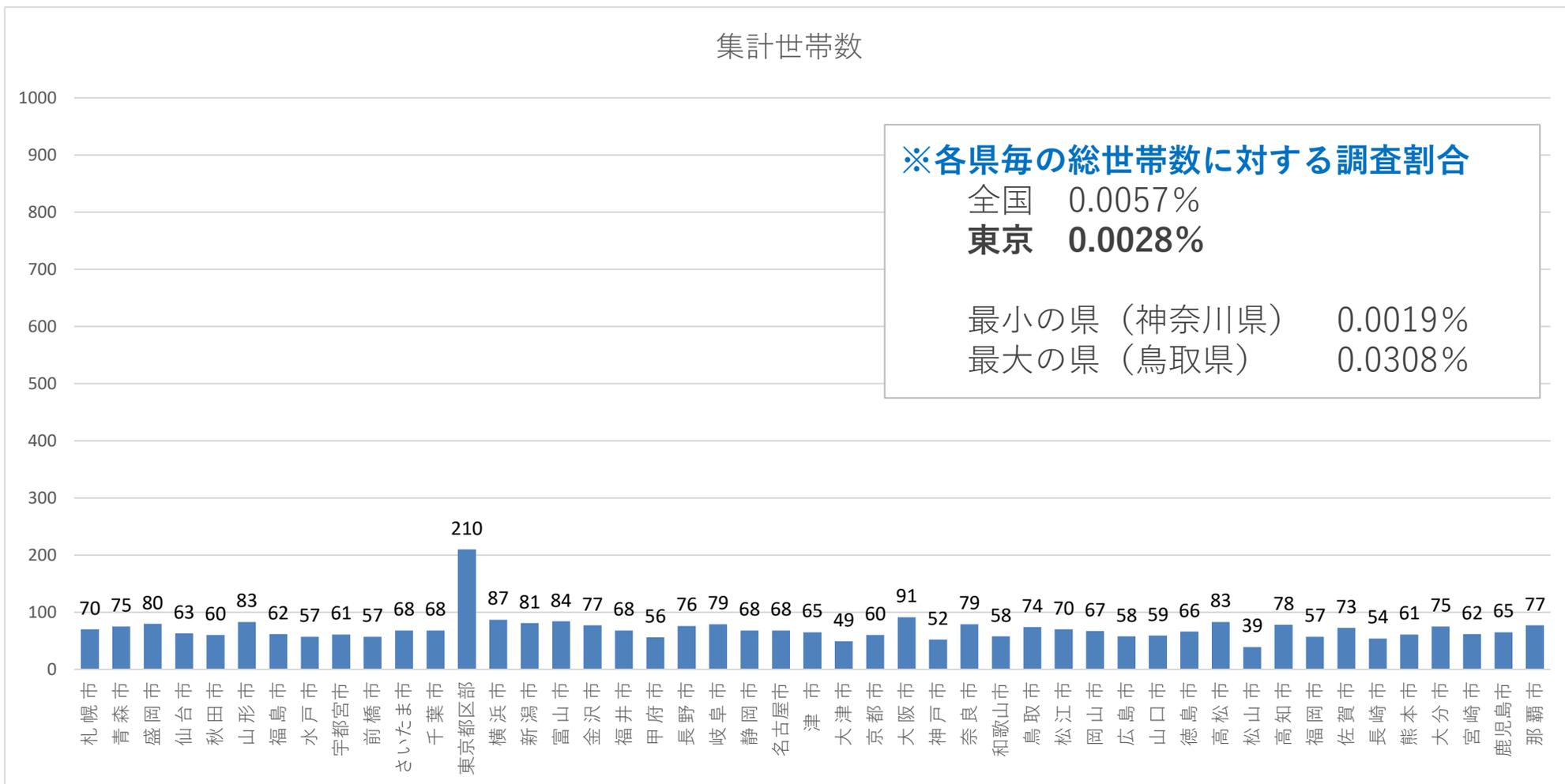
$$\text{各都道府県の預貯金残高(住所地ベース)} = \text{各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1)} \times \text{各都道府県の世帯数(※2)}$$

(※1) 家計調査(調査対象: 全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

# 預貯金残高シェア算出の基となった「家計調査」における対象自治体及びサンプル数

- 全体の調査数が約3,300世帯であり、そのうち東京都の調査サンプル数は210世帯
- 令和5年1月の東京都の世帯数は約745万世帯



注 総務省統計局 家計調査 都道府県庁所在市別貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高（二人以上の世帯）の集計世帯数より作成

## (参考) 地方消費税の清算基準に関する過去の議論 (H29地方消費税に関する検討会) について

地方消費税の清算基準に「全国家計構造調査」の前身である「全国消費実態調査」を用いることが検討されていたが、「**サンプル調査であることから、抽出されたサンプル世帯の消費動向や、調査対象期間の消費動向の偏りが推計により拡大**されてしまうおそれがあるため、**清算基準に直ちに用いることは困難である。**」と結論付けられた

地方消費税に用いられている清算基準

統計名	経済センサス —基礎調査・活動調査	国勢調査	全国消費実態調査 (旧)	全国家計構造調査 (新)
調査周期	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査方法	全数調査	全数調査	サンプル調査 (サンプル数：約56,000世帯)	サンプル調査 (サンプル数：約90,000世帯)

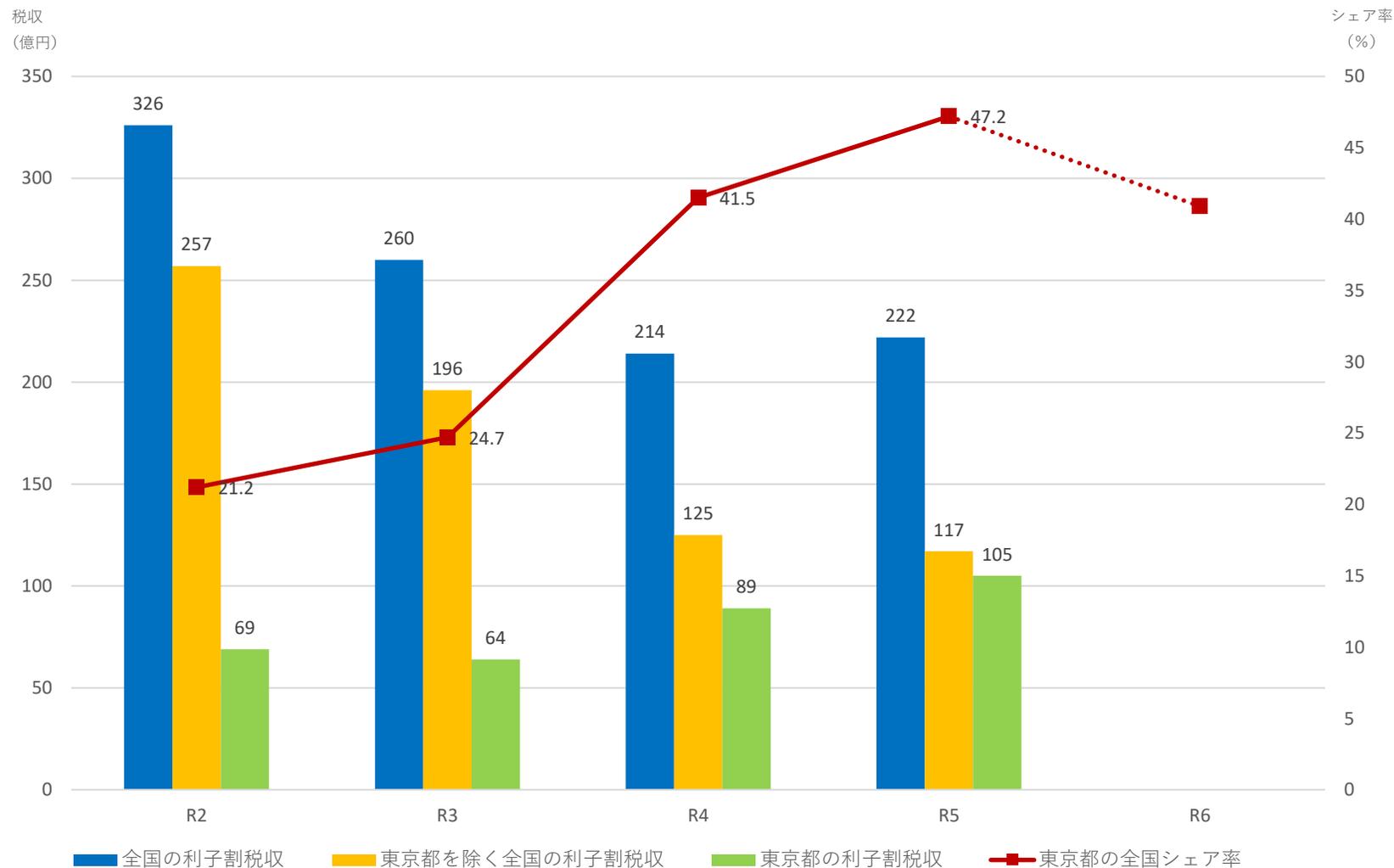
### < 地方消費税の清算基準の変更 (H30税制改正) >

清算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算		※あわせて従業者数(7.5%)の指標を廃止
	指標	ウェイト	
	(1)「小売年間販売額(商業統計)」(※現在は経済センサス活動調査)と (2)「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	75% → 50% (1/2)	
	(3)「人口(国勢調査)」	17.5% → 50% (1/2)	

### < H29東京都税制調査会報告(抜粋) >

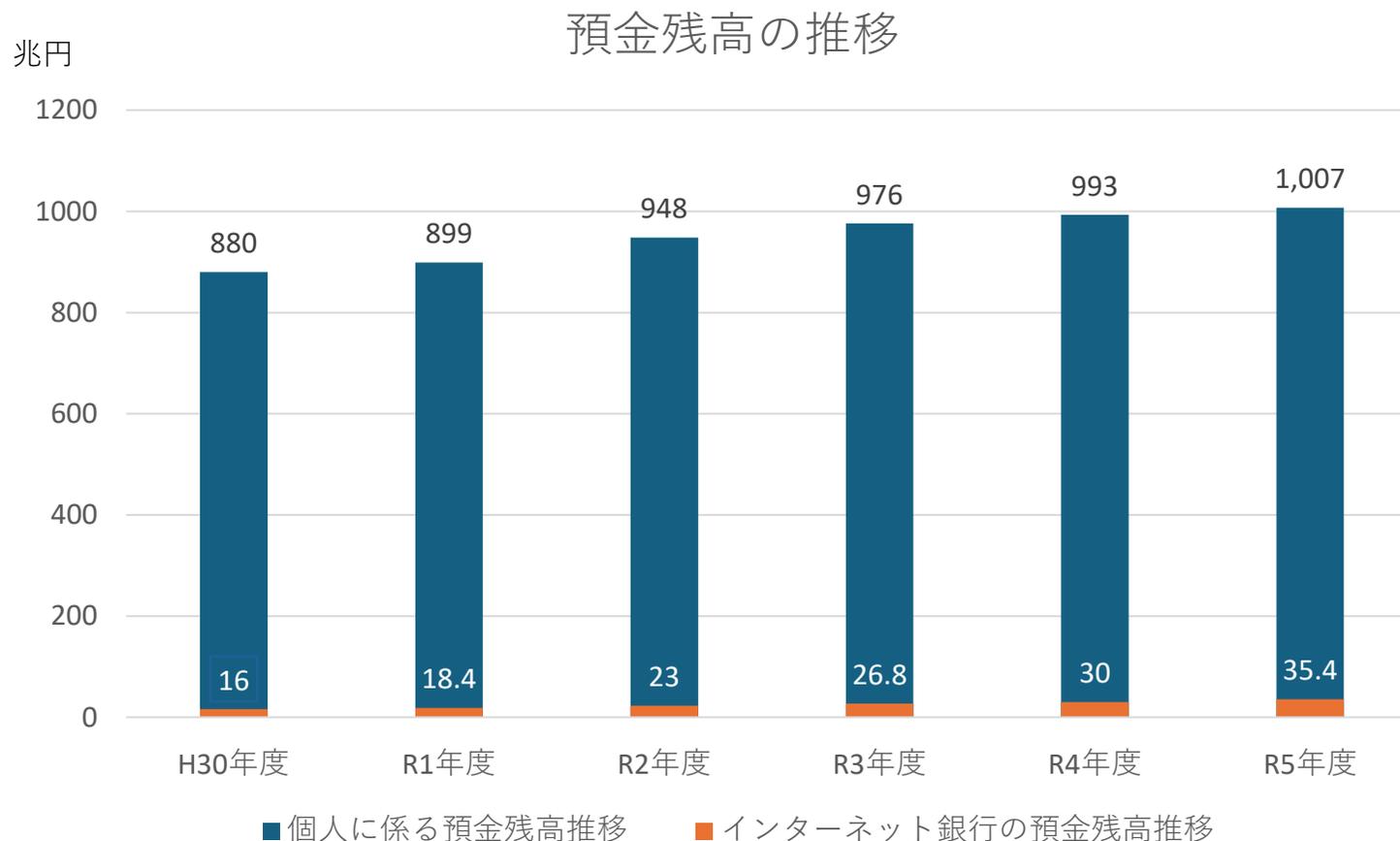
- 地方消費税の税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を高めていく上で極めて重要なもの。
- **清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させること**である。これを踏まえ、消費という課税ベースに応じた客観的かつ合理的な基準という観点から議論を行う必要がある。**清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていく方向で検討がなされるべき**である。
- **清算基準はあくまでも税収を最終消費地に帰属させるためのもの**であり、**都道府県間の財政調整のために用いるべきではない。**

# 現状分析① [利子割税込及び全国に占める東京都シェア]



## 現状分析② [個人に係る預金残高の推移]

- 個人に係る預金残高**1,007兆円程度**
- そのうち、インターネット銀行の預金残高は**35兆円程度（全体の3.5%）**



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ（法人分を含む数字）。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年度末時点の預金残高（各社HPを参照）の合計額を表示  
※ 個人に係る預金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計（各年度末時点の値）

## 現状分析③ [インターネット銀行の預金残高等]

- 全国の銀行の個人に係る預金残高は**1,007兆円**、インターネット銀行は**大手10行で約35兆円**、全体に占める構成比は**3.5%**
- 全国の開設口座数は**約7.56億口座**、インターネット銀行の**開設口座数は約0.44億口座**、全体に占める構成比は**5.8%**程度

	銀行名	預金残高（百万円）	（参考）口座数（千口）	所在地
1	楽天銀行	10,540,200	15,236千口	東京都港区港南
2	住信SBIネット銀行	9,465,829	7,260千口	東京都港区六本木
3	大和ネクスト銀行	4,528,600	1,786千口	東京都千代田区丸の内
4	ソニー銀行	4,079,695	1,930千口	東京都千代田区内幸町
5	auじぶん銀行	3,882,793	5,967千口	東京都中央区日本橋
6	PayPay銀行	1,780,099	7,897千口	東京都新宿区西新宿
7	セブン銀行	598,300	3,037千口	東京都千代田区丸の内
8	U I 銀行（東京きらぼしFG）	403,489	112千口	東京都港区南青山
9	ローソン銀行	75,651	110千口	東京都品川区大崎
10	みんなの銀行	25,642	1,020千口	福岡県福岡市中央区西中洲
合計		<b>35,380,298</b>	<b>44,355千口</b>	

※ 総務省調べ。預金残高、口座数について基本的には各社HPの令和6年3月末時点の計数を記載している。ただし、みんなの銀行は令和6年5月時点の概数で記載  
 ※ 実際の店舗を持たないインターネット専門銀行を調査対象の「インターネット銀行」として定義

## 現状分析④ [各銀行の預金残高・金利の例]

- 令和6年3月のマイナス政策金利解除表明を受け、令和7年1月までにメガバンク等は預金金利を引上げ（普通預金金利 0.001%から0.2%）
- 都市銀行の預金金利は、インターネット銀行と概ね同水準になっている

銀行名	都市銀行	楽天銀行	住信SBI銀行	大和ネクスト銀行	ソニー銀行	auじぶん銀行	PayPay銀行	セブン銀行	UI銀行	ローソン銀行	みんなの銀行
預金残高 (百万円)		10,540,200	9,465,829	4,528,600	4,079,695	3,882,793	1,780,099	598,300	403,489	75,651	25,642
普通預金	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.210%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.300%
1年定期	0.275%	0.275%	0.275%	0.550%	0.450%	0.400%	0.275%	0.275%	1.000%	0.500%	※ 定期預金 取扱い無
3年定期	0.350%	0.350%	0.350%	0.650%	0.500%	0.450%	0.350%	0.350%	0.500%	0.550%	
5年定期	0.400%	0.400%	0.400%	0.700%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.550%	0.600%	

注 預金残高については、各社HPの令和6年3月末時点  
 預金金利については、各社HPの令和7年5月26日時点のもの  
 預金金利について、キャンペーンや預入額により変動する場合あり  
 実際の店舗を持たないインターネット専業銀行を調査対象の「インターネット銀行」として定義

## 個人住民税利子割における税収帰属の在り方【最重点】

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること

### <現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、住所地課税が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地に関わらず、金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

利子割が住所地課税の例外とされているのは、制度創設時において、預金者の住所地ごとに特別徴収した額を納入することとした場合に金融機関等の事務負担が大きくなることや、預金は預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であったことなどを考慮したものとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、現在、国の検討会において、利子割の在り方に関する議論が行われている。

利子割の在り方の検討に当たっては、住所地課税の実現という税収帰属の適正化の観点から議論されるべきであり、安易な清算制度等の導入ではなく、デジタル技術の活用等により、あるべき姿を検討する必要がある。

### <具体的要求内容>

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度等を導入するのではなく、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めること。

## 地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）

### IV 税制抜本改革の推進等 3 個人住民税の充実確保等

（中略）

なお、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、**インターネット銀行の伸張等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関の事務負担に配慮するとともに、地方の意見を十分聴取しつつ、こうした現状に対応するための現実的な仕組みとして、利子割税収をあるべき税収帰属地に帰属させるための措置を早急に講じるべき**である。

#### <地方税財政常任委員会（7月1日）における東京都の発言骨子>

国の検討会では、あるべき税収帰属との乖離を主張しているが、極めて対象数の少ないサンプル調査に基づくものであり、正確性に疑義があると考えている。

また、**利子割税収に占める都シェアの大幅な増加は直近2年のみで、令和6年度は低下する見込みである等、議論の前提とは異なる傾向にあり、拙速な対応を行うべきではない。**

まずは、十分に実態を把握し、デジタル技術の活用等により、金融機関や課税庁の負担にも配慮した上で、**住所地課税の実現に向けた対応を検討すべき**である。

都としては、**税収帰属の適正化に向けた検討を否定するものではないが、安易に清算制度等の導入を行うべきではない**と考えている。

### 利子割の税込帰属の適正化への対応について

- 仮に、**住所地課税に変更する場合**、納付データの集計方法を営業店ごとから住所（都道府県）ごとに変更するための**大規模なシステム改修が必要となり、相応の費用・開発期間が必要**
- 事務面においても、**現在、営業店が所在しない道府県に納付する事務が新たに発生**
- 金融機関ごとに基幹系システム更改に係るスケジュールが異なるため、**全金融機関が一斉に対応することは困難**
- 配当割・株式等譲渡所得割に係る納付データを出力しているシステム（投信等の販売管理システム）と利子割に係る納付データを出力しているシステム（基幹系システム）は別システムであり連携していないため、**利子割の納付方法を住所地課税に変更する場合、基幹系システムの改修が必要**

### 営業店預金者の住所地等について

- 当行預金者（個人）の大半は、口座保有店と住所が同一の都道府県であり、**現状の利子割の納付方法（口座所在地課税）でも、住所地課税に近い状況となっている**
- 当行においては、**県を跨ぐ営業店の統廃合や移転を行った事例はない**
- 当行のインターネット支店における口座開設対象者は、**原則、基盤とする福島県内に居住している方に限定**

## <全国銀行協会HP「引越しをしたら必ず銀行へ」>

引越して住所が変わった場合、取引銀行に住所変更を届出する必要があります。その際には、必ず転居先の住所が記載された本人確認書類が必要になります。銀行窓口以外の届出方法を用意している銀行もありますので、取引銀行に確認してみましょう。

## <全国銀行協会HP 普通預金規定（個人用）〔参考例〕>

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

## <第2回地方税制のあり方に関する検討会における議論>

（自由討議意見）

金融機関として相当な期間とコストが必要であるが、口座の住所を正しく捕捉することはあるべき姿であり、本来的には目指すべきではないか。

## <金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン（FAQ）」>

- 高リスク顧客に限らず、特に届出住所宛ての郵送物が届かない顧客については、本人特定事項の一部が不明であることとなります。特に、こうした状態の顧客のうち連絡を取ることもできず、かつ、口座も不稼働状態となっていない場合には、届出住所宛ての郵送物が届かない状態を解消するための施策を優先的に講ずることが必要であると考えられます。

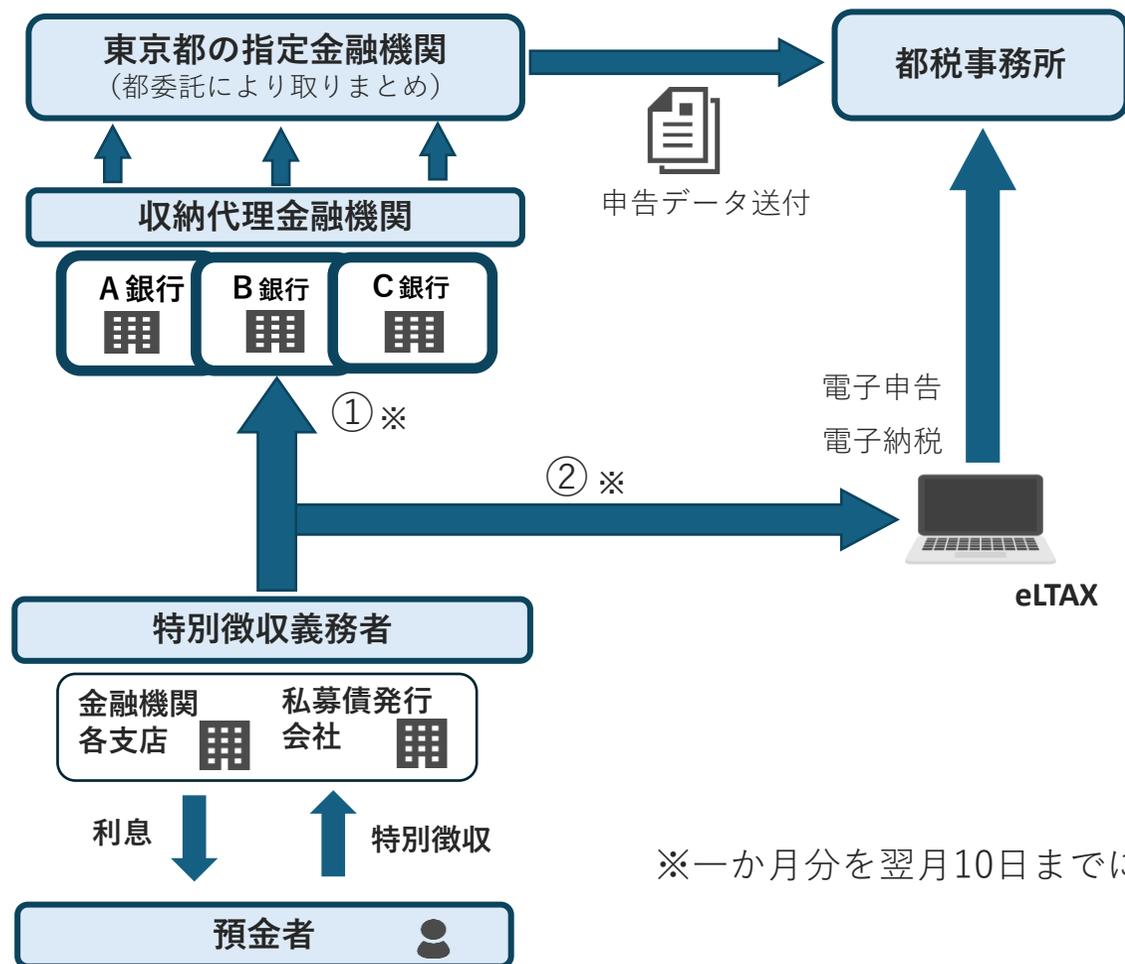
※ 金融庁は、所管する金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求めている対応について態勢整備を完了するよう要請

# (参考) 東京都における利子割事務

■ 特別徴収税額の納入等を行う方法は、以下の①②③の任意であり、金融機関によって申告・納付の方法は様々

- ① 本店から都道府県に一括納入
- ② 都道府県内に所在する営業所等のうち主たるものから当該都道府県分を一括納入
- ③ 都道府県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入

## <事務の流れ>



### 〔申告件数〕

令和4年度：年間約29,000件  
令和5年度：年間約28,000件  
令和6年度：年間約28,000件

### 〔主な事務〕

- 申告内容の確認 (全件)
- 申告内容訂正
  - ※支払利息と税額の不整合等
- 更正請求の対応
  - ※定期預金の中途解約等

※一か月分を翌月10日までに納入 (①又は②)